

議案第76号

三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成22年11月30日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例

三田市立学校施設目的外使用条例（昭和 37 年三田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表屋内運動場の項の次に次のように加える。

武道場	800円	1,000円	1,500円
-----	------	--------	--------

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。